

(証券コード 4585)

平成25年3月12日

株 主 各 位

秋田県秋田市御所野湯本四丁目2番3号

株式会社UMNファーマ

代表取締役社長 平 野 達 義

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年3月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル3F 「ノクターン」
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)計算書類報告の件

以 上

本総会における会議の目的事項は上記のとおり報告事項のみであるため、株主総会終了後の決議ご通知は送付いたしませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申しあげます。

-
- (お願い)
 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.umnpharma.com/>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要を背景に緩やかな回復傾向が見られましたが、欧州債務危機による世界経済の下振れや雇用情勢の悪化などの影響を受け、先行きに関して不透明な状況で推移いたしました。わが国医薬品業界においては、医療費抑制策により医療用医薬品市場の伸びが鈍化しており、グローバル医薬品開発による世界市場での展開が一層重要になっております。

このような環境の中にあつて、当社グループは、アステラス製薬株式会社と提携した「UMN-0502」(組換えインフルエンザHAワクチン(多価)、以下、「UMN-0502」といいます。)、 「UMN-0501」(組換えインフルエンザHAワクチン(H5N1)、以下、「UMN-0501」といいます。)及び世界保健機関(World Health Organization: WHO)がH5N1とともにパンデミック発生の可能性を指摘しているH9N2亜型に対する「UMN-0901」(組換えインフルエンザHAワクチン(H9N2)、以下、「UMN-0901」といいます。)の開発に資源を重点的に配分し研究開発を進めてまいりました。UMN-0502については、アステラス製薬株式会社が、国内において65歳以上の高齢者1,020例を対象とした第Ⅲ相臨床試験を開始し、平成24年12月に全例の接種完了をアステラス製薬株式会社とともに発表いたしました。また、UMN-0501についても、第Ⅱ相臨床試験において、免疫原性と安全性が確認されたことを平成24年3月にアステラス製薬株式会社とともに発表し、第Ⅲ相臨床試験に向けた準備を開始いたしました。当社が権利を有する東アジア地域への展開の第一歩として、平成24年12月に、韓国の日東製薬株式会社とUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901について、韓国における共同開発及び独占販売に関する提携契約を締結し、この契約に係る一時金を計上するに至りました。

これら既存の開発プロジェクトに加えて、開発パイプラインの拡充を図るため、平成24年1月に、フィンランド・タンペレ大学ワクチン研究センターのティモ・ヴェシカリ教授、ヴェスナ・ブラゼヴィッチ博士と、「UMN-2003」(組換えノロウイルスVLP+組換えロタウイルスVP6混合ワクチン、以下、「UMN-2003」といいます。)の全世界における独占的事業化権に関するライセンス契約を締結し、基礎研究を開始いたしました。

生産施設については、当社連結子会社である株式会社UNIGENが、組換えインフルエンザHAワクチンをはじめとするバイオ医薬品の国内生産拠点を整備する目的

で申請しておりました、経済産業省「平成23年度国内立地推進事業費補助金」一次公募対象事業に、平成24年2月に採択されたことを受けて、同年3月より、当社グループにおける生産拠点として、岐阜県揖斐郡池田町にて岐阜工場の建設を開始し、各設備の設置及び建屋部分が完成いたしました。また、秋田県秋田市に建設した秋田工場では、UMN-0502のGMP（Good Manufacturing Practice、以下、「GMP」といいます。）体制下での試験製造を実施、当社の技術導入元であるProtein Sciences Corporation（以下、「PSC」といいます。）と同規格の原薬製造を行うことが可能となりました。これらの生産施設整備に係る活動により、国内におけるUMN-0502及びUMN-0501の開発・販売パートナーであるアステラス製薬株式会社、韓国におけるUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の開発・販売パートナーである日東製薬株式会社に対する製品供給体制の整備が着実に進んでおります。

これら生産施設の稼働率向上を目指し、当社開発パイプライン以外のバイオ医薬品受託製造（Biopharmaceutical contract manufacturing organization、以下、「BCMO」といいます。）を行うべく、平成24年7月にアビ株式会社と「BCMO事業協業に関する基本合意書」を締結し、新規事業として活動を開始いたしました。平成24年12月には、米国Catalent Pharma Solutions, Inc. より、バイオシミラー生産細胞株を非独占にて提供を受ける契約を締結し、受託製造体制の整備を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は108,225千円（前年同期比89.2%減）となりました。一方、提携先と各開発パイプラインの研究開発、秋田工場における試製造費用及び岐阜工場への設備投資を積極的に進めたことにより、営業損失は2,072,550千円（前連結会計年度の営業損失1,075,803千円）、経常損失は2,652,395千円（前連結会計年度の経常損失1,080,083千円）、当期純損失は1,996,917千円（前連結会計年度の当期純損失477,744千円）となりました。

なお、当社グループは、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績に関する記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、総額で8,914,250千円（無形固定資産を除く）であり、その主なものは建設仮勘定であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成24年8月に第三者割当増資（1株当たり発行価額3,700円）を行い、総額999,370千円の資金調達を実施いたしました。また、平成24年12月に東京証券取引所マザーズに株式上場するにあたり、同月の公募増資及び第三者割当増資により、2,892,526千円の資金調達を実施いたしました。

また、商用原薬生産施設となる岐阜工場の建設資金に充当することを目的とし

て、当社連結子会社である株式会社UNIGENにおいて、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとし、平成24年2月に総額10,500,000千円のシンジケートローン契約を金融機関等10社と、また、同年9月には、総額2,500,000千円のシンジケートローン契約を金融機関等4社とそれぞれ締結し、設備資金を調達いたしました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第6期 (平成21年12月期)	第7期 (平成22年12月期)	第8期 (平成23年12月期)	第9期 (当連結会計年度) (平成24年12月期)
売上高(千円)	—	2,000,000	1,000,000	108,225
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	—	349,653	△1,080,083	△2,652,395
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	—	383,397	△477,744	△1,996,917
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	—	4,731.20	△106.87	△420.61
総資産(千円)	—	5,436,962	3,812,603	14,031,644
純資産(千円)	—	2,113,236	2,824,187	4,369,293

- (注) 1. 当社は、第7期より連結決算を開始いたしました。従いまして、第6期の記載は行っておりません。
2. 当社は、平成23年8月24日付をもって株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割前の数値を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第6期 (平成21年12月期)	第7期 (平成22年12月期)	第8期 (平成23年12月期)	第9期 (当事業年度) (平成24年12月期)
売上高(千円)	—	2,000,000	1,000,000	108,225
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△736,285	422,846	△588,745	△1,325,927
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△737,891	420,359	△229,829	△1,328,729
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△9,853.13	5,187.31	△51.41	△279.87
総資産(千円)	521,859	5,310,089	3,659,468	6,079,255
純資産(千円)	245,533	1,987,792	2,694,606	5,269,705

- (注) 1. 当社は、平成23年8月24日付をもって株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割前の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社に当たる会社はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社UNIGEN	1,000,500千円	50.25%	医薬品原薬の開発・製造・販売

(6) 対処すべき課題

① 当社グループの特徴と現状の認識について

当社グループは、次世代バイオ医薬品の自社開発機能のみならず、製造プラットフォームを有するバイオフーマ企業としてバイオテクノロジー関連技術・製品の開発を行うとともに、日本国内において組換えインフルエンザHAワクチン原薬生産施設の整備に取り組んでおります。また、平成24年6月より各生産施設を活用したバイオ医薬品受託製造事業の展開を図っております。

現在、展開を図っている次世代バイオ医薬品自社開発事業においては、「既存パイプラインUMN-0501、UMN-0502及びUMN-0901（組換えインフルエンザHAワクチン）、UMN-2003（組換えノロウイルスVLP＋組換えロタウイルスVP6混合ワクチン）の推進」、「組換えインフルエンザHAワクチン原薬生産施設の整備」、「組換えインフルエンザHAワクチンの東アジア地域への展開」、「基盤技術を活かしたパイプラインの拡充」に経営資源を集中し、事業展開を行うことが重要であると考えております。

医薬品開発の実行や生産施設の整備においては、研究開発に関連する様々なリスクが存在しております。そのため、研究開発体制の強化、GMPに準拠した組換えインフルエンザHAワクチン原薬生産体制の整備を積極的に実施する必要があります。

今後の主要事業のひとつとして現在創生期にあるバイオ医薬品受託製造事業においては、開発初期から商用生産まであらゆる顧客ニーズに対応可能な体制を整備するとともに、顧客が要求する品質基準を満たすサービスを提供すべく、人材の教育訓練を継続的に行っていくことが重要であるとと考えております。これらの課題を達成し、当社グループの事業目的を実現するためには、人材、研究開発、施設への先行投資が必要であり、それを支える収益基盤の確立及び財務基盤の強化が重要であるとと考えております。また、経営の質を高めるために、内部統制システムの強化やIR活動の推進も重要な課題であると認識しております。

上述のとおり、当社グループは、経営基盤をより一層強固なものにし、企業

価値を最大化するために、対処すべき当面の課題を以下のように考え、各対応策の実行に努めてまいります。

一方、バイオ医薬品受託製造事業において想定されうる顧客ニーズは、極めて多岐にわたることから、受託体制の整備を積極的に行うとともに、当社グループが実施する受託業務の信頼性を確保していく体制を拡充していく必要があります。また、顧客が要求する基準以上の品質を保つことを第一義とする受託業務を行うにあたり、優秀な人材のさらなる確保、継続的な教育訓練を実施することによる組織力の向上を図ってまいります。

② 対処すべき当面の課題の内容及び具体的な取組状況

a. 既存パイプラインの確実な推進

当社グループの収益基盤を確立するためには、現在推進中の組換えインフルエンザHAワクチンの開発を確実に進め、事業化することが直近の最も重要な課題であると考えております。

当社は、アステラス製薬株式会社との「細胞培養インフルエンザワクチンの共同事業契約書」に基づき、UMN-0502及びUMN-0501の共同開発を確実に推進してまいります。当社は、アステラス製薬株式会社との役割分担に従い、臨床試験に用いる治験薬の提供をはじめとして、主にCMC (Chemistry, Manufacturing and Control : 化学・製造および品質管理) 関連業務を遂行いたします。また、これら2つのパイプラインを確実に推進するため、特にCMC関連の研究開発を担当する人材を積極的に確保していく方針であります。

UMN-0901につきましては、早期に臨床試験を開始すべく非臨床試験を着実に推進し、UMN-2003につきましては、非臨床試験に向けた基礎研究を積極的に実施してまいります。

また、韓国においても、日東製薬株式会社との「Agreement For The Co-development And Commercialization Of Recombinant Influenza HA Vaccines In South Korea」に基づき、国内と同様にUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の共同開発を推進すべく、スムーズな治験薬の供給等を行ってまいります。

b. 組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造施設の整備

日本国内でワクチン事業を展開するためには、国内における生産施設の整備が課題となります。当社は、厚生労働省「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業（第一次分）の助成金にて、秋田県秋田市に秋田工場を建設いたしました。既に性能適格性評価を実施、今後は臨床試験に供する治験薬を供給する拠点として活用してまいります。また、UMN-0502の商業化及び新型インフルエンザ発生時のUMN-0501の供給に向

けて、当社連結子会社である株式会社UNIGENが岐阜県揖斐郡池田町に岐阜工場の建設を開始しております。

これら原薬生産施設の運営は、株式会社UNIGENが行いますが、生産施設稼働後のGMPに準拠した工場運営に係る体制構築、工場稼働率の維持・向上、600L培養規模となる秋田工場から21,000L培養規模となる岐阜工場への円滑な技術移管に留意していく必要があります。

当社グループは、秋田工場や岐阜工場の運転資金の確保のみならず、岐阜工場の立ち上げ及び本格稼働に向けた人材確保・生産体制の整備等を積極的に行ってまいります。

c. 組換えインフルエンザHAワクチンの東アジア地域への展開

当社は日本のみならず、中国・韓国・台湾・香港・シンガポールにおける組換えインフルエンザHAワクチンの独占的事業化権を有しております。既に韓国においては日東製薬株式会社と共同開発及び独占的販売権について提携契約を締結しておりますが、これらの地域においては高成長が期待されており、当社グループの成長をさらに加速するためには、これら地域への展開が重要な課題となります。各国の製造・開発・承認・販売に係る規制環境に合わせ、ライセンスアウト、合弁会社設立または日本からの輸出等、各国のビジネス環境に合致した最適の手段を選択し、積極的に事業展開を行ってまいります。

d. 基盤技術を活かしたパイプラインの拡充

当社グループの企業価値を持続的に向上させていくためには、パイプラインを拡充することにより、医薬品開発におけるリスク分散と将来の収益機会の確保が重要であると考えております。当社が保有する製造プラットフォームであるBEVSには、多種多様なタンパクを製造できるという特徴を有することから、既存パイプラインのみならず、その他のワクチン、さらにはタンパク製剤への応用展開が可能であります。

当社の役職員には、国内外の大手製薬企業での豊富な経験と実績を有する人材が複数おり、大学をはじめとする各種研究機関との広範な人的ネットワークを有しております。新たなパイプラインを開始するにあたり、このような人的ネットワークを介していち早く有望なワクチンやタンパク製剤を中心とした新薬の情報を得るのみならず、開発の可能性及び懸念されるリスク等の分析・評価に関する精度を高め、より価値の高いパイプラインを確保することが、結果として当社の企業価値向上をもたらすものであると考え、今後も研究開発を担当する優秀な人材を積極的に獲得してまいります。

e. バイオ医薬品受託製造事業の積極的な展開

バイオ医薬品受託製造事業は、当社グループの各原薬生産施設、人材、製造に関する知見を活用した事業であります。平成24年7月にアピ株式会社と、

バイオ医薬品受託製造事業の協業に関する契約を締結、また平成24年12月に米国Catalent Pharma Solutions, Inc. より、バイオシミラー生産細胞株を非独占にて提供を受ける契約を締結し、マーケティング活動を開始しております。平成23年における世界の医薬売上上位10位のうち4品目がバイオ医薬品であり（出所：セジテム・ストラテジックデータ株式会社「世界の大型医薬品売上高ランキング」より）、40%を占めるまでに成長しております。一方、バイオ医薬品の特許有効期間が過ぎれば、バイオ後続品が順次市場に投入されることとなります。確立された生産体制を簡単に得ることができること、生産施設保有リスクを低減できること、研究開発に特化することで経営資源の集中化ができること、製造に関する蓄積されたノウハウを活用することによりコストの低減が見込めることから、バイオ後続品市場への参入を検討している企業が、バイオ医薬品受託製造企業へ製造を委託する事例が今後増えると考えられます。

当社グループは、最先端のバイオ医薬品生産施設、高度なバイオ医薬品製造ノウハウをもった人材、自社開発品の生産プロセスの開発経験に基づく提案力を自社の強みとしており、アピ株式会社の営業ルートを通じて、今後成長が見込まれるバイオ医薬品受託製造事業に進出することを決定いたしました。

一方、バイオ医薬品受託製造事業において想定されうる顧客ニーズは、極めて多岐にわたることから、受託体制の整備を積極的に行うとともに、当社グループが実施する受託業務の信頼性を確保していく体制を拡充していく必要があります。また、顧客が要求する基準以上の品質を保つことを第一義とする受託業務を行うにあたり、優秀な人材のさらなる確保、継続的な教育訓練を実施することによる組織力の向上を図ってまいります。

f. 財務基盤の強化

当社グループは、既存パイプラインの開発の推進、組換えインフルエンザHAワクチンをはじめとするバイオ医薬品原薬生産施設の整備、パイプラインの拡充、バイオ医薬品受託製造事業における追加設備投資、人材の確保や教育訓練等、事業活動に必要な資金を継続的に外部より調達する必要があります。これまで当社グループでは、研究開発に係る資金につきましては、事業会社との戦略的提携や製薬企業との共同事業に伴う権利許諾への対価、第三者割当増資、上場に際しての公募調達等により資金を調達してまいりました。また、商用原薬生産施設となる岐阜工場の建設資金に充当することを目的として、当社連結子会社である株式会社UNIGENにおいて、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとし、平成24年2月に総額10,500,000千円のシンジケートローン契約を金融機関等10社と、また、同年9月には、総額2,500,000千円のシンジケートローン契約を金融機関等4社とそれぞれ締結し、設備資金を調

達してまいりました。

今後も財務基盤強化のために、製薬企業等との提携による開発協力金の確保や金融機関を通じた資金調達の可能性を適時検討してまいります。

g. 内部統制システムの強化

当社グループは、業務の有効性・効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、事業活動に関わる法令等の遵守を促進し、資産の保全を図るため、内部統制システムを維持してまいります。また、リスク管理、コンプライアンス体制等の充実により、経営体制のより一層の強化を目指してまいります。

h. IR活動の推進

当社グループは、株主・投資家等の当社のステークホルダーと双方向のコミュニケーションを重視し、経営の一層の改善に役立てるために、企業情報を正確、公平かつ適時・適切に発信するよう努め、信頼と正当な評価を得ることを目指しております。

(7) 主要な事業内容（平成24年12月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社株式会社UNIGENにより構成されており、次世代バイオ医薬品自社開発事業及びバイオ医薬品受託製造事業を行っております。

① 次世代バイオ医薬品自社開発事業

当社では、開発パイプラインごとに対象疾患領域及び臨床現場の状況、競合する医薬品の状況などを総合的に勘案し、医薬品としての価値を最大化できる最適なタイミングで国内外の製薬企業と提携しライセンスアウトするのみならず、自ら原薬を製造し製品を供給することで収益を確保していくビジネスモデルを基本としております。

② バイオ医薬品受託製造事業

当社グループが保有する横浜研究所、秋田工場及び建設中の岐阜工場、これら研究・生産施設に従事する製造ノウハウに長けた人材を活用し、開発初期から商用段階まであらゆる顧客ニーズに対応しつつ、高い品質の製品を供給していくビジネスモデルを基本としております。受注活動をバイオ医薬品受託製造事業提携企業とともに行い、当該提携企業を通じて顧客に対して検討用サンプル、治験薬、製品、各種評価試験結果等を供給いたします。

(8) 企業集団の主要拠点等 (平成24年12月31日現在)

名 称	所在地
本社・秋田工場	秋田県秋田市
横浜本社	神奈川県横浜市
横浜研究所	神奈川県横浜市
秋田研究所	秋田県秋田市

(9) 使用人の状況 (平成24年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
89(3)名	36名増

(注) 使用人数は就業員数(社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。)であり、()は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24(2)名	6名増	42.6歳	2.8年

(注) 使用人数は就業員数(社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。)であり、()は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員数であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (平成24年12月31日現在)

借入先	借入額(千円)
シンジケートローン	8,610,000
株式会社秋田銀行	300,000

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団からの借入であります。

2. 株式に関する事項（平成24年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,205,200株
- (3) 株主数 3,747名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社 I H I	453,250株	6.3%
アビ株式会社	400,000株	5.6%
京大ベンチャーNVC C 1号有限責任投資組合	264,000株	3.7%
野村アール・アンド・エー第二号投資事業有限責任組合	262,500株	3.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	243,000株	3.4%
小野寺 里子	211,400株	2.9%
あきたアカデミーベンチャー育成投資事業有限責任組合	170,000株	2.4%
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	157,000株	2.2%
楽天証券株式会社	145,900株	2.0%
株式会社 I H I プラントエンジニアリング	141,800株	2.0%

（注） 持株比率は、小数点第2位を四捨五入しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第2回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
保有人数			
当社取締役(社外役員を除く)		1名	2名
当社社外取締役(社外役員に限る)	1名	1名	
当社監査役		1名	2名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)	5,000株	30,000株	67,500株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(1株当たり)(注)	560円	700円	800円
新株予約権の行使期間	平成19年7月29日から平成27年7月28日まで	平成19年12月29日から平成27年12月28日まで	平成20年9月23日から平成28年7月12日まで
新株予約権の行使の条件	※1	※1	※3
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	※2	※2	※4
有利な条件の内容	無償	無償	無償

名 称	第8回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
保有人数			
当社取締役(社外役員を除く)	1名		1名
当社社外取締役(社外役員に限る)			
当社監査役		1名	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)	3,500株	30,000株	30,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(1株当たり)(注)	1,680円	1,680円	2,200円
新株予約権の行使期間	平成21年6月15日から平成28年11月24日まで	平成20年11月25日から平成28年11月24日まで	平成24年1月27日から平成32年1月26日まで
新株予約権の行使の条件	※5	※7	※9
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	※6	※8	※10
有利な条件の内容	無償	無償	無償

名 称	第12回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
保有人数 当社取締役(社外役員を除く) 当社社外取締役(社外役員に限る) 当社監査役	1名	1名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (注)	5,000株	5,000株	5,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(1株当たり)(注)	2,200円	2,200円	2,200円
新株予約権の行使期間	平成24年1月27日から 平成32年1月26日まで	平成24年1月27日から 平成32年1月26日まで	平成24年1月27日から 平成32年1月26日まで
新株予約権の行使の条件	※11	※11	※9
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	※12	※12	※10
有利な条件の内容	無償	無償	無償

(注) 平成23年8月8日開催の当社取締役会決議により、平成23年8月24日をもって普通株式1株を50株に分割いたしました。これに伴い新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。

※1 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使用することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権発行時において、当会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、または特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。

※2 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当会社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当会社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当会社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 上記新株予約権の行使の条件②及び③に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使用できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

※3 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使用することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権発行時において、当会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由があると当会社の取締役会で認めた場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みであると当会社が判断した場合、または特定の会社を買収

されることを当会社の株主総会又は取締役会において決定している場合であることを要する。

※4 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 上記新株予約権の行使の条件②及び③に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の要領又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合は当社は新株予約権を無償で取得することができる。

※5 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権発行時において、当会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由があると当会社の取締役会で認めた場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権行使日において当社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みであると当社が判断した場合、または特定の会社を買収されることを当会社の株主総会又は取締役会において決定している場合であることを要する。
- ④ 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人（執行役員を含む）、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
- ⑤ 新株予約権者が新株予約権の要領、新株予約権に関して当社と締結した契約又はその他当社と新株予約権者の中で締結した契約（委任、請負等契約の内容を問わない）に違反した場合は、新株予約権を行使できない。

※6 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたとき（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 上記新株予約権の行使の条件②及び③に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の要領、新株予約権に関して当社と締結した契約又はその他当社と新株予約権者の中で締結した契約（委任、請負等契約の内容を問わない）に違反した場合は当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権者について、破産、会社更生、その他これに類似する手続がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

※7 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権発行時において、当会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した

場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
- ④ 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人（執行役員を含む。）、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないとき当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
- ⑤ その他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当会社及び被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。

※8 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当会社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当会社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転計画の議案、当会社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画の議案について株主総会の承認決議がなされたとき（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされたとき）は、当会社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 上記新株予約権の行使の条件②及び③に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

※9 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当会社の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
- ④ 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人（執行役員を含む。）、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないとき当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
- ⑤ その他の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当会社および被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。

※10 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当会社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当会社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案、当会社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画の議案について株主総会の承認決議がなされたとき（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされたとき）は、当会社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 上記新株予約権の行使の条件②および③に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

※11 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権発行時において、当会社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。）の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは

は1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。

- ④ 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人（執行役員を含む。）、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないとき当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
 - ⑤ その他の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当会社および被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。
- ※12 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 当会社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当会社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案、当会社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画の議案について株主総会の承認決議がなされたとき（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされたとき）は、当会社は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 上記新株予約権の行使の条件②および③に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成24年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	道下 眞 弘	株式会社パンフィック・リム・ベンチャーズ 代表取締役社長
代表取締役社長	平野 達 義	株式会社UNIGEN 取締役
取締役	中田 文 久	臨床開発部長 非臨床開発部・研究部担当
取締役	橋本 裕 之	財務部長 人事部・情報システム部・経理部担当 株式会社UNIGEN 取締役
取締役	中村 正	株式会社UNIGEN 代表取締役社長
取締役	伊藤 正 春	有限会社リーベンス 取締役社長
取締役	成 清 勉	株式会社IHI 新事業推進部バイオプロジェクトグループ担当部長
常勤監査役	高木 淳 一	株式会社UNIGEN 監査役
監査役	加藤 久 満	
監査役	加藤 凱 信	NPO法人C. P. I. 教育文化交流推進委員会 理事

- (注) 1. 取締役伊藤正春氏及び同成清勉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役加藤久満氏及び同加藤凱信氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役高木淳一氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役金指秀一氏は、平成24年3月29日付で辞任いたしました。
 5. 当社は、取締役伊藤正春氏、監査役加藤久満氏及び監査役加藤凱信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名 (うち社外取締役1名)	89,010千円 (うち社外取締役1,200千円)
監査役	3名 (うち社外監査役2名)	12,000千円 (うち社外監査役2,400千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年8月31日開催の臨時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人給与を除く役員報酬を年額144,000千円以下と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成18年3月29日開催の第2回定時株主総会において月額1,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における社外役員等の兼職の状況

地位	氏名	兼職の状況
社外取締役	伊藤正春	有限会社リーベンス 取締役社長
社外取締役	成清勉	株式会社IHI 新事業推進部バイオプロジェクトグループ担当部長
社外監査役	加藤久満	
社外監査役	加藤凱信	NPO法人C. P. I. 教育文化交流推進委員会 理事

(注) 株式会社IHIは、当社主要株主であります。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	伊藤正春	当事業年度に開催された取締役会32回全てに出席いたしました。業務執行を行う経営陣から独立し、医薬業界での知見・経験を生かし、客観的視点で議案・審議等につき適宜質問・助言を行っております。
社外取締役	成清勉	就任後において、当事業年度に開催された取締役会27回全てに出席いたしました。業務執行を行う経営陣から独立し、プラントエンジニアリング業界での知見・経験を生かし、客観的視点で議案・審議等につき適宜質問・助言を行っております。
社外監査役	加藤久満	当事業年度に開催された取締役会32回、監査役会21回全てに出席し、適宜取締役会及び監査役会の意思決定の適正性、内部統制システムの適切な運用を確保するための質問・助言を行っております。
社外監査役	加藤凱信	当事業年度に開催された取締役会32回、監査役会21回全てに出席し、適宜取締役会及び監査役会の意思決定の適正性、内部統制システムの適切な運用を確保するための質問・助言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等

区 分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	14,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3,600千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

当社は、会計監査人に対して株式公開に向けた各種アドバイザー・サービス及び「監査人から引受幹事会社への書簡」作成業務等の業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、取締役会において会計監査人の職務の執行に支障があるものと判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求にもとづき会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることといたします。

また監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社の役員及び従業員は、当社が上場会社であること、並びに人の生命・身体に係る医薬品事業の当事者であることを強く意識し、会社法、金融商品取引法、金融商品取引所規則、薬事法及び関連規則、その他の法令の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」等の諸規程を制定し、重要な会議等の場で継続的に周知徹底を図っております。

(イ) 監査役、内部監査室、信頼性保証部及び会計監査人は、当社の役員及び従業員の職務の執行が関係法令及び規則、定款・規程等を遵守して行われているかを監査し、相互の連携を図るとともに、適宜、社長及び取締役会へ報告するなど、業務の適正を確保する体制を整備、運用しております。

(ウ) 「内部通報規程」に基づき内部通報システムを構築し、法令・定款等違反行為を未然に防止する体制を整えております。

- (エ) 株主・投資家に対しては、「ディスクロージャー規程」に基づき適時開示体制を整備、構築することにより、経営の透明性の向上を図ることに努めております。
- (オ) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で一切の関係を遮断すべく、「反社会的勢力排除規程」を制定し、そのための体制整備を行い、運用を徹底しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役会その他重要な会議の意思決定に係る議事録や、「職務権限規程」に基づいて決裁された文書等、取締役の職務に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、関連資料を含めて「文書管理規程」に定められた方法、期間に準じて適切に保存及び管理をいたしております。
- (イ) 内部監査室、信頼性保証部及び監査役が定期的に重要な文書の管理、保管状況を監査するとともに、必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態を維持しております。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 経営上のリスクに関しては、経営課題とともにリスクを洗い出し、常にリスクを最小限にすることを意識しつつ、業務執行及び意思決定を行っております。
- (イ) リスクコントロール体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、財務部管理役員をリスク管理統括責任者としてリスク管理体制を構築し、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化し、役員及び従業員へ周知徹底を行っております。また、内部監査室が内部監査を実施することで、運用体制を強化いたしております。
- (ウ) 当社の重要な資産である情報に関しては、「情報セキュリティ管理規程」を制定し、情報ネットワークシステムのセキュリティ体制を強化するとともに、役員及び従業員に対して情報セキュリティポリシー等のルールの周知を行い、厳格な情報管理体制を構築しております。
- (エ) 新型インフルエンザのパンデミック、大地震などの突発的緊急事態に対しては、社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとり、緊急事態に迅速に対応いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 当社グループの事業の社会的使命、経営目標、事業戦略が常に明確にされ、それを基に「中期経営計画」「年度事業計画」「年度予算」が策定され、役員及び従業員で共有いたしております。

- (イ) 職務の執行に当たっては、最低月 1 回開催される経営会議等において役員、幹部社員で情報共有が行われ、議論を尽くした上で取締役会へ上程されるなど、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築しております。
- (ウ) 取締役会決議に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等において、執行の手続きが明確且つ簡明に定められ、効率的な業務執行を可能にしております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 当社の子会社に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、事業開発部が子会社の重要な意思決定、事業進捗状況等の管理を行い、グループ全体の経営効率の向上、最適化を図っております。
- (イ) グループ全体の内部統制の実効性を高めるため、内部監査室が定期的の子会社の内部監査を実施し、内部統制システムの整備、運用状況を監査し、社長、監査役会へ報告いたしております。
- (ウ) 子会社の監査役が親会社の監査役会で定期的に監査結果を報告し、情報共有を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在は、監査役の職務を補助するスタッフはおりませんが、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当社従業員を配置いたします。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の監査役付の従業員を置いた場合は、その独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要といたします。なお、当該従業員は、業務の執行に係る役職を兼務いたしません。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (ア) 監査役への報告事項は以下のとおりといたします。
- ①内部統制システムの整備状況及びその運用状況
 - ②業績及び業績見込みの内容、重要開示書類の内容
 - ③会社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
 - ④監査役から要求された契約書類等の文書の回付
 - ⑤その他監査役が報告を求める事項
- (イ) 取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 監査役会は、定期的に社長及び各担当役員より報告を受け、情報交換を行っております。
- (イ) 監査役は、内部監査室、信頼性保証部の年次監査計画及び監査の実施状況に関して適宜報告を受け、指摘、提言事項について意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図っております。
- (ウ) 監査役及び内部監査室は、会計監査人の監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の連携且つ牽制を図っております。
- (エ) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができます。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、事業の着実な推進を図ることにより、企業価値の一層の向上に努めており、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」については特に定めておりません。

連結貸借対照表

平成24年12月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,190,259	流 動 負 債	1,316,200
現金及び預金	3,882,943	1年内返済予定の長期借入金	1,100,000
売掛金	108,225	リース債務	25,354
原材料及び貯蔵品	33,979	未払金	136,252
前渡金	32,516	未払費用	14,385
前払費用	36,645	未払法人税等	22,629
未収消費税等	91,948	預り金	11,013
その他	4,001	資産除去債務	6,565
固 定 資 産	9,841,384	固 定 負 債	8,346,150
有 形 固 定 資 産	9,595,055	長期借入金	7,810,000
建物及び構築物	424,904	リース債務	165,192
機械装置	81,904	繰延税金負債	7,350
工具器具備品	118,434	長期預り金	340,332
リース資産	188,661	資産除去債務	13,591
建設仮勘定	8,781,150	その他	9,684
無 形 固 定 資 産	39,977	負 債 合 計	9,662,350
商標権	261	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	39,342	株 主 資 本	4,311,564
その他	373	資本金	5,152,348
投 資 そ の 他 の 資 産	206,350	資本剰余金	4,821,348
投資有価証券	144,086	利益剰余金	△5,662,131
長期前払費用	1,447	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,075
敷金及び保証金	60,817	その他有価証券評価差額金	5,075
		少 数 株 主 持 分	52,652
		純 資 産 合 計	4,369,293
資 産 合 計	14,031,644	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,031,644

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成24年1月1日
至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		108,225
売 上 原 価		17,316
売 上 総 利 益		90,909
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,163,459
営 業 損 失		2,072,550
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	283	
助 成 金 収 入	94,107	
そ の 他	3,649	98,040
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	72,307	
株 式 交 付 費	30,721	
支 払 手 数 料	572,891	
為 替 差 損	1,963	677,885
経 常 損 失		2,652,395
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,652,395
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,700	
法 人 税 等 調 整 額	△872	4,827
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		2,657,222
少 数 株 主 損 失		660,305
当 期 純 損 失		1,996,917

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年1月1日)
(至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成24年1月1日残高	3,206,400	2,875,400	△3,665,213	2,416,586
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	1,945,948	1,945,948		3,891,896
当期純損失(△)			△1,996,917	△1,996,917
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	1,945,948	1,945,948	△1,996,917	1,894,978
平成24年12月31日残高	5,152,348	4,821,348	△5,662,131	4,311,564

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
平成24年1月1日残高	△6,856	△6,856	414,457	2,824,187
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				3,891,896
当期純損失(△)				△1,996,917
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	11,932	11,932	△361,805	△349,872
連結会計年度中の変動額合計	11,932	11,932	△361,805	1,545,105
平成24年12月31日残高	5,075	5,075	52,652	4,369,293

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
- (2) 連結子会社の名称
株式会社UNIGEN

2 会計処理の基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券（時価のないもの）… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
原材料及び貯蔵品… 個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～31年 機械装置 2～8年 工具器具備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年 自社利用のソフトウェア 3～5年 水道施設利用権 15年

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更
該当事項はありません。

4 追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産の額

普通預金	2,115,015千円
定期預金	1,760,000千円
計	3,875,015千円

担保に係る債務

長期借入金	7,560,000千円
計	7,560,000千円

※ 当社連結子会社である株式会社UNIGENの銀行借入に係る債務であります。

2 有形固定資産の減価償却累計額 198,178千円

3 国庫補助金等により取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳累計額

建物及び構築物	1,472,816千円
機械装置	941,546千円
工具器具備品	480,124千円
ソフトウェア	2,467千円

4 長期預り金は独立行政法人医薬基盤研究所より交付を受けた助成金であります。この助成金は助成対象医薬品が希少疾病用医薬品等の製造販売承認を受けた場合に、当該承認を受けた日から10年間にわたり当該医薬品等の売上高に一定割合を乗じた金額を助成金として交付された金額を限度として同研究所に対して納付金として納付する義務を負うものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,205,200株
- 2 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数
普通株式 571,500株

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じて運転資金や設備資金等を銀行借入により調達しております。また、一時的な余裕資金は短期的な預金等により運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に賃貸借契約に係る敷金・保証金として差入れており、賃貸主の信用リスクに晒されております。1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的として借り入れたものであり、固定利率のため金利変動のリスクは負っておりません。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で7年であります。なお、リース債務は、原則として支払リース料が定額であるため、金利変動のリスクは負っておりません。未払金、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金については、担当部門が定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金は、取引開始時に契約先の信用状況の把握に努めております。借入金については、変動金利で借入を行う場合、金利の動向を把握し、短期・長期、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでリスク軽減を図っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。（(注)3をご参照ください。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,882,943	3,882,943	—
(2) 売掛金	108,225	108,225	—
(3) 未収消費税等	91,948	91,948	—
(4) 敷金及び保証金	60,817	55,753	△5,064
資産計	4,143,933	4,138,869	△5,064
(1) 未払金	(136,252)	(136,252)	—
(2) 未払法人税等	(22,629)	(22,629)	—
(3) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	(8,910,000)	(8,914,233)	4,233
(4) リース債務 （1年内返済予定のリース債務含む）	(190,546)	(191,354)	808
負債計	(9,259,427)	(9,264,468)	5,041

(注) 1 負債に計上されるものについては、()で表示しております。

2 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返済時期を見積もった上で、将来キャッシュフローを無リスクの利子率で割引いて算定する方法によっております。

負債

- (1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金については、元利金の合計金額を同様の新規借入を行った場合に合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。

- (4) リース債務（1年内返済予定のリース債務含む）

リース債務の時価については、元利金の合計金額を同様の新規リース取引を行った場合に合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。

3 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券（連結貸借対照表計上額144,086千円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価の算定をしておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	599円10銭
1 株当たり当期純損失	420円61銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

平成24年12月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,403,307	流 動 負 債	198,275
現金及び預金	3,769,054	1年内返済予定の長期借入金	50,000
売掛金	108,225	未払金	110,504
前渡金	57,291	未払費用	5,645
前払費用	12,346	未払法人税等	17,977
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	250,000	預り金	7,582
未収消費税等	33,243	資産除去債務	6,565
立替金	170,195	固 定 負 債	611,273
その他	2,951	長期借入金	250,000
固 定 資 産	1,675,947	繰延税金負債	7,350
有 形 固 定 資 産	461,783	長期預り金	340,332
建物	403,145	資産除去債務	13,591
建物附属設備	14,423	負 債 合 計	809,549
構築物	3,220	純 資 産 の 部	
機械装置	11,042	株 主 資 本	5,264,629
工具器具備品	28,902	資本金	5,152,348
建設仮勘定	1,050	資本剰余金	4,821,348
無 形 固 定 資 産	14,294	資本準備金	4,821,348
商標権	261	利益剰余金	△4,709,066
ソフトウェア	13,659	その他利益剰余金	△4,709,066
その他	373	繰越利益剰余金	△4,709,066
投 資 そ の 他 の 資 産	1,199,869	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,075
投資有価証券	144,086	その他有価証券評価差額金	5,075
関係会社株式	1,005,000		
長期前払費用	818	純 資 産 合 計	5,269,705
敷金及び保証金	49,964	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,079,255
資 産 合 計	6,079,255		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成24年 1月 1日)
(至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		108,225
売 上 原 価		17,316
売 上 総 利 益		90,909
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,482,259
営 業 損 失		1,391,350
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	226	
受 取 事 務 手 数 料	5,641	
設 備 賃 貸 料	50,324	
助 成 金 収 入	36,190	
そ の 他	6,395	98,778
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,769	
株 式 交 付 費	28,621	
為 替 差 損	1,963	33,355
経 常 損 失		1,325,927
税 引 前 当 期 純 損 失		1,325,927
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,675	
法 人 税 等 調 整 額	△872	2,802
当 期 純 損 失		1,328,729

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成24年1月1日
至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金		
平成24年1月1日残高	3,206,400	2,875,400	△3,380,337	2,701,462
事業年度中の変動額				
新株の発行	1,945,948	1,945,948		3,891,896
当期純損失(△)			△1,328,729	△1,328,729
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当期変動額合計	1,945,948	1,945,948	△1,328,729	2,563,166
平成24年12月31日残高	5,152,348	4,821,348	△4,709,066	5,264,629

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成24年1月1日残高	△6,856	2,694,606
事業年度中の変動額		
新株の発行		3,891,896
当期純損失(△)		△1,328,729
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	11,932	11,932
当期変動額合計	11,932	2,575,099
平成24年12月31日残高	5,075	5,269,705

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
その他有価証券(時価のないもの) …… 移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 31年 建物附属設備 6～18年 構築物 7～10年

機械装置 2～8年 工具器具備品 2～10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年 自社利用のソフトウェア 3～5年 水道施設利用権 15年

3 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

7 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1	担保に供している資産及びこれに対する資産	
(1)	担保に供している資産	
	普通預金	2,008,932千円
	定期預金	1,760,000千円
	計	3,768,932千円
(2)	担保に係る債務	
	子会社の長期借入金	7,560,000千円
	計	7,560,000千円
2	有形固定資産の減価償却累計額	90,346千円
3	国庫補助金等により取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳累計額	
	建物	407,235千円
	建物附属設備	1,033,324千円
	構築物	32,257千円
	機械装置	941,546千円
	工具器具備品	480,124千円
	ソフトウェア	2,467千円
4	長期預り金は独立行政法人医薬基盤研究所より交付を受けた助成金であります。この助成金は助成対象医薬品が希少疾病用医薬品等の製造販売承認を受けた場合に、当該承認を受けた日から10年間にわたり当該医薬品等の売上高に一定割合を乗じた金額を助成金として交付された金額を限度として同研究所に対して納付金として納付する義務を負うものであります。	
5	保証債務	
(1)	子会社の工事契約に関する保証	
	株式会社UNIGEN	4,924,323千円
	計	4,924,323千円
(2)	子会社の銀行借入金に関する保証	
	株式会社UNIGEN	8,610,000千円
	計	8,610,000千円
(3)	子会社のリース債務に関する保証	
	株式会社UNIGEN	190,546千円
	計	190,546千円
6	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
	短期金銭債権	197,677千円
	短期金銭債務	20,668千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	90,608千円
営業取引以外の取引による取引高	59,354千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：千円）

流動資産

繰延税金資産	未払事業税	5,403
	未払事業所税	286
	その他	△12
	計	5,677

固定資産

繰延税金資産	繰延資産償却超過額	132,840
	長期預り金	120,409
	繰越欠損金	1,391,334
	その他	31,172
	計	1,675,757

繰延税金資産の小計	1,681,434
-----------	-----------

評価性引当額	△1,681,434
--------	------------

繰延税金資産の合計	—
-----------	---

固定負債

繰延税金負債	資産除去債務	7,287
	計	7,287

繰延税金負債の合計	7,287
-----------	-------

リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 UNIGEN	所有 直接 50.25%	役員の兼任 役員及び従業員の出向 医薬品製造の委託 資金の貸付 債務保証	製造の委託	90,608 (注)1、2	未払金 前渡金	20,668 24,774
				設備の賃貸	55,966 (注)1、2	—	—
				資金の貸付	990,000 (注)3	1年内回収 予定の關係会社長期貸付金	250,000
				資金の回収	740,000	—	—
				借入金に対する債務保証	8,610,000 (注)4	—	—
				リース債務に対する債務保証	190,546 (注)5	—	—
				工事契約に対する債務保証	4,924,323 (注)6	—	—
				銀行借入に対する担保提供	3,768,932 (注)7	—	—
				設計費用の立替	170,100 (注)8	立替金	170,100
				増資の引受	301,500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 銀行借入に対する保証であります。
5. リース契約に対する保証であります。
6. 岐阜工場の工事契約に対する保証であります。
7. 銀行借入に対して、当社の普通預金及び定期預金を担保提供しております。
8. 岐阜工場の設計費用の一部立替であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	731円38銭
1株当たり当期純損失	279円87銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の連結監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年2月14日

株式会社UMNファーマ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢志元 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社UMNファーマの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UMNファーマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年2月14日

株式会社UMNファーマ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢 志 元 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社UMNファーマの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年2月20日

株式会社UMNファーマ 監査役会

常勤監査役 高木 淳 一 ㊟

監査役（社外監査役） 加藤 久 満 ㊟

監査役（社外監査役） 加藤 凱 信 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル3F 「ノクターン」
電話 045-471-1111

交通 東海道新幹線、JR横浜線、「新横浜駅」より徒歩2分
横浜市営地下鉄線「新横浜駅」3A出口より徒歩2分

お願い お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

